

議案第21号

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第78号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成29年5月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、指定管理者制度を導入して愛西市永和地区公民館を管理するため、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、公民館の管理を行わせることができる。

3 指定管理者は、次に掲げる基準により、公民館の管理を行わなければならない。

(1) 法その他の関係法令並びに条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定を遵守し、誠実に公民館の管理を行うこと。

(2) 公民館を使用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

第5条を次のように改める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 前条第2項の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) 法第22条各号に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 第6条第1項の規定により公民館の使用を許可すること。

(3) 第8条の規定により特別の設備をし、又は設備を変更することを許可すること。

(4) 第9条第1項の規定により公民館の使用に係る指示をすること。

(5) 第10条の規定により第6条第1項の許可を取消し、又は使用の中止を命ずること。

(6) 公民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。
第7条中「公民館の使用を許可」を「前条第1項の許可を」に改める。
第9条第1項中「これに基づく規則」を「この条例に基づく教育委員会規則」に、「許可」を「許可」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条中「使用者が」を「使用者は、」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者に公民館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合においては、第6条第1項の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める使用料の額を基準額とし、当該基準額の範囲内において指定管理者が定める額とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

5 市長は前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公告しなければならない。

6 第11条第2項、第12条及び前条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第11条第2項及び前条ただし書中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理) 第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に、<u>公民館の管理を行わせることができる。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、次に掲げる基準により、公民館の管理を行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法その他の関係法令並びに条例及びこの条例に基づき教育委員会規則の規定を遵守し、誠実に公民館の管理を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>公民館を使用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準</u> <u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p>第5条 <u>前条第2項の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第22条各号に掲げる事業の実施に関するこ</u> <u>と。</u></p>	<p>(管理) 第4条 略</p> <p>(職員) 第5条 <u>公民館に、館長その他必要な職員を置く。</u></p>

<p>(2) <u>第6条第1項の規定により公民館の使用を許可すること。</u></p> <p>(3) <u>第8条の規定により特別の設備をし、又は設備を変更することを許可すること。</u></p> <p>(4) <u>第9条第1項の規定により公民館の使用に係る指示をすること。</u></p> <p>(5) <u>第10条の規定により第6条第1項の許可を取消し、又は使用の中止を命ずること。</u></p> <p>(6) <u>公民館の施設及び設備の維持管理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。</u></p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条第1項の許可をしない。</u></p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第9条 使用者は、公民館の使用に際しては、この条例及びこの条例に基づく<u>教育委員会規則の規定並びに第6条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第14条 市長は、指定管理者に公民館の使用に係る料金(以下「<u>利用料金</u>」という。)を当該指定管理者の収入</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>公民館の使用を許可しない。</u></p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第9条 使用者は、公民館の使用に際しては、この条例及びこの条例に基づく<u>規則の規定並びに第6条第2項の規定により、許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。</u></p> <p>2 略</p>
--	---

<p>として收受させることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、<u>第6条第1項の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければなら</u> <u>ない。</u></p> <p>3 <u>利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める使用料の額を基準額とし、当該基準額の範囲内において指定管理者が定める額とする。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない</u> <u>い。その額を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>5 <u>市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公告しなければならない。</u></p> <p>6 <u>第11条第2項、第12条及び前条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第11条第2項及び前条ただし書中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第14条 <u>使用者が故意又は過失によって建物及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でない</u> <u>と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第15条 略</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第15条 <u>使用者は、故意又は過失によって建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でない</u> <u>と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第14条 <u>使用者が故意又は過失によって建物及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でない</u> <u>と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第15条 略</p>